

指名停止中の業者一覧表

R8.8.5 現在

現在、本宮市における有資格業者で指名停止中の者は下記のとおりです。

業者名	役職名	代表者名	住 所	停止開始日	停止終了日	停止期間	事 件 名	停止理由及び適用条項
1	株式会社	テクノプラン	代表取締役	上田 史	耶麻郡猪苗代町大字山潟字枅窪1022-2	令和8年07月08日 令和8年08月18日 6週間	当該人は、令和7年5月16日に受注した県北建設事務所発注「河川(交付)工事(橋梁上部)」(第24-41310-0267号)」において、令和8年1月30日の竣工検査で、主桁下面部に補修した形跡や欠けが複数確認されたが、補修前の状況及び補修方法が不明であり、設計図書の品質を満足していることが確認できなかった。また、床板部の無収縮モルタルについて、共通仕様書に定められた圧縮強度試験が実施されていなかったことから不適合工事とされた。さらに、令和8年3月16日の再検査で、補修材が主桁の設計基準強度である70N/mm2を下回っていたことから再度不適合工事とされた。	故意等による粗雑工事 ●基準別表1の3
2	株式会社	郡山測量設計社	代表取締役	野中 春夫	郡山市富田町字十文字54番地の3	令和8年07月08日 令和8年08月07日 1ヶ月	当該人が令和5年7月20日に受注した県中建設事務所発注「測量業務委託(砂防・交付)」(第23-41320-0139号)において、令和6年3月21日の完成検査に合格し、発注者に成果物を納入した。その後、当該人から平面図上の仮ベンチマーク標高記載に誤りが見つかったとの報告があった。誤った標高を基に設計された造成ヤードについて、報告時点で施工が進んでおり、本来必要としない掘削が行われた。このため、発注者により業務委託契約書に規定された契約不適合責任に基づき、令和8年3月4日に修補請求及び令和8年3月23日に過掘分の工事費を賠償請求された。	故意等による粗雑工事 ●基準別表1の3
3	株式会社	竹中土木	取締役社長	竹中 祥悟	東京都江東区新砂1-1-1	令和8年07月22日 令和8年09月01日 6週間	当該事業者の社員は、「近畿自動車道 久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、労働安全衛生法第100条等違反により、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。	不正又は不誠実な行為 ●基準別表 第2の14
4	大和リース	株式会社	代表取締役	北 哲弥	大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号	令和8年08月05日 令和8年08月18日 2週間	当該人は、郡山市発注「郡山市立芳賀小学校仮設校舎賃貸借(Ⅳ期工事)」(第2023001526号)において、令和8年4月30日に工事関係者1名が負傷する事故を発生させた。	工事関係者事故 ●基準別表第1の8